

年金記録回復促進法案について

民主党厚生労働・総務合同部門会議

1. 年金記録回復促進法案（厚生年金特例法の一部改正案）の必要性

年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていない事例においては、総務省に設置された年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）が、申立人の申立てに関し、社会保険庁へのあつ旋、非あつ旋の判断を行っている。

その際、第三者委員会は、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を判断基準とするよう、総務大臣が定めた基本方針に明記されている。

ところが、別紙の通り、中央第三者委員会（総務省本省に設置）、地方第三者委員会（全国50ヶ所に設置）のあつ旋の比率は、設置当初こそ高率を記録したものの、その後は低率で推移し、申立人にとってのハードルは極めて高いものとなっている。

年金被害者の記録の回復を促進し、第三者委員会が本来の機能を果たすために、本法案の制定が必要である。

2. 法案のポイント

- ①第三者委員会は、申立人の申立てを十分しん酌し（事情を十分に考慮に入れて、汲み上げ）
- ②雇用保険の記録等で、保険料を控除した事実を推測させるものをできる限り収集し、
- ③申立てが社会通念上明らかに不合理であるとはいえないものは当該事実がある旨の判断を行う。
- ④国民年金の保険料を納付する義務を負う者がその義務を履行した事実があるかどうか等を第三者委員会が判断するに当たっても、①から③までの例による。
- ⑤あつせんが行われた場合に社会保険庁長官が行う対象事業主に対する特例納付保険料の納付の勧奨は、保険料の納付義務の不履行が明らかで、かつ、国の責めに帰すべき事由があるおそれがない場合に限る。
- ⑥⑤のために特例納付保険料の納付の勧奨が行われなかったときは、特例納付保険料相当額を国庫が負担する。

3. 法案を作成する直接のきっかけ

10月24日、民主党厚生労働・総務合同部門会議で、「消された年金」被害者のSさんからヒアリングを行った。

同人は、勤務先倒産前の5ヶ月間（昭和57年）、標準報酬月額が24万円から9万8千円に引き下げられており、自らハローワークを訪ね、雇用保険の失業等給付の

記録から、当時の月給は9万8千円ではなく、約24万円であることの「証拠」を得ていた。

しかし、当日の部門会議において、第三者委員会は、Sさんの月給が24万円であったとしても、当該金額（標準報酬月額）に基づく社会保険料を会社側が納付していたことの証明にはならないとして、これだけではあつ旋は難しい旨の回答をした。

その背景には、厚生年金特例法第1条に「事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実がある」と規定されていることがある。

4. 雇用保険と年金との関係

事業主は、労働者に支払った月額賃金に基づく雇用保険料と社会保険料を納付しなければならないが、これらはどちらも法律に基づく事業主の義務である。

もちろん、当時、雇用保険と年金は労働省、厚生省に所管官庁も分かれており、「月額賃金」の定義が完全に同一ではないものの、ほぼ両者は同程度の水準にある場合が多いと理解される。

5. 雇用保険における個人情報の管理

被保険者であることの記録は昭和40年4月1日以降、全ての記録がオンライン化され、更に、昭和56年（1981年）7月6日以降は、失業等給付を行った全てについて「離職時賃金日額（過去180日の平均）」などの記録がオンライン化されている。また、それ以前についても、各ハローワークに紙媒体で保存がされている例もある。

ただし、個々の従業員の賃金は在職時にはハローワークは把握しておらず、あくまでも全従業員に支払われた総賃金に保険料率を掛け合わせた保険料の納付がされるのみである。

個々の従業員の賃金については、実際に失業等給付を行う段になって、初めて過去の賃金台帳に基づき、ハローワークとして把握することになる。

この場合、ポイントとしては、将来受け取ることになる年金と違って、失業給付は直ちに給付が行われるので、賃金と異なる給付額が支払われれば、当然に受け取る当事者は気が付くことになり、改ざんが事実上不可能であるという点にある。

6. 法案の効果

まず、法案のポイントの①及び③にあるように、本来、安倍元首相が発言した通り、第三者委員会は被害者の立場で判断を行うべきことを、法律上の義務として位置付けることで、間接的にあつ旋の割合が高まることが予想される。

加えて、直接的には、②によりSさんのケースのように、雇用保険の失業等給付を受けていた方が救済される可能性が高くなる。

特に、現在、政府が優先的な対応を行っている3条件合致の6万9千件、あるいは、そのうちの受給者2万件はもとより、「事業所の全喪届け」という1条件を満たせば、当該事業所で勤務していた従業員は、事業所の廃止により失業した可能性が高く、標

準報酬月額を推認するに当たって、雇用保険記録が必ず用いられ、迅速に救済されることとなる。

また、関係者の証言によると、改ざんが行われた事業所の多くが、結果として遠くないうちに倒産していたということであり、リストラされた従業員が失業保険をもらっていた可能性は少なくない。

次に、被害者の申立てが容易に認められない大きな理由として、事業主の協力が得られないことが指摘されているが、この背景には、事業主が申立人の保険料を控除(天引き)した事実を認めた場合には、事業主が保険料の納付義務を履行していないことが明らかでなくても、特例納付保険料の納付勧奨が行われるという現行法の縛りが存在している。この納付勧奨には強制力はないものの、保険料の納付を行わない場合には企業名の公表が行われることになるなど、事業主を萎縮させる効果を相当程度有している。

また、厚生労働大臣直属の「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会」の調査結果によって、社会保険事務所では、保険料を滞納している事業主の記録を改ざんすることが「仕事の仕方」として定着していたことが明らかになった。つまり、事業主が保険料の納付義務を履行しなかったケースのうちには、そのことについて国に責任がある場合が相当あることが明らかになった。

そこで、⑤により対象事業主に対する特例納付保険料の納付の勧奨は、保険料の納付義務の不履行が明らかで、かつ、国の責めに帰すべき事由があるおそれがない場合(つまり、国に責任がないことが明らかな場合)に限るとしたことで、事業主の積極的な年金記録回復への協力が期待されることになる。このことによっても、間接的にあつ旋の割合は高まるものと予想される。

なお、社会保険庁主導の年金記録の改ざんなど、国に責任があるおそれが否定できずに特例納付保険料の納付の勧奨が行われなかったときは、⑥により、当該特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額について国が負担することとし、年金保険料の減耗を防いでいる。

7. その他の法案の内容

第三者委員会は、雇用保険の失業等給付に関する記録のほか、労働者災害補償保険に係る給付に関する記録や所得税又は住民税に係る課税に関する記録についても、保険料を控除した事実があることを推測させるものがあれば、収集することとして、救済の可能性を広げている。

また、④により、国民年金の保険料を納付する義務を負う者がその義務を履行した事実があるかどうか、厚生年金における脱退一時金の給付を受けたかどうか、船員保険に関して保険料を納付する義務を負う者が当該義務を履行した事実があるかどうか等を第三者委員会が判断するに当たっては、この法案による厚生年金の保険料を控除した事実の判断の例、すなわち、①から③までの例によることとしている。